

道路占用許可にかかるオンライン申請について

建設局総務部管理課で受付している一部の物件の道路占用許可申請に関して、令和4年4月1日よりオンライン申請の受付を開始します。なお、道路占用許可申請は道路の例外使用であり、また専門的な行政手続きであることから、初めてご申請される場合は事前にご相談ください。

【対象物件】 街路灯、アーケード、アーチ、防犯カメラ、都市型CATV施設

※上記対象物件以外のご申請については、従来どおり各担当窓口で受付を行います。
※オンライン申請が可能な占用物件は今後拡充していく予定です。

●オンライン申請の主旨・内容

申請行為について、遠方から郵送によるご申請をされる場合は、申請者にとって担当窓口への到達状況が不明な場合があります。そこで、本オンライン申請を活用いただくことにより、申請の到達や手続きの完了、修正指示等、手続きの進捗がデータで管理できるようになります。

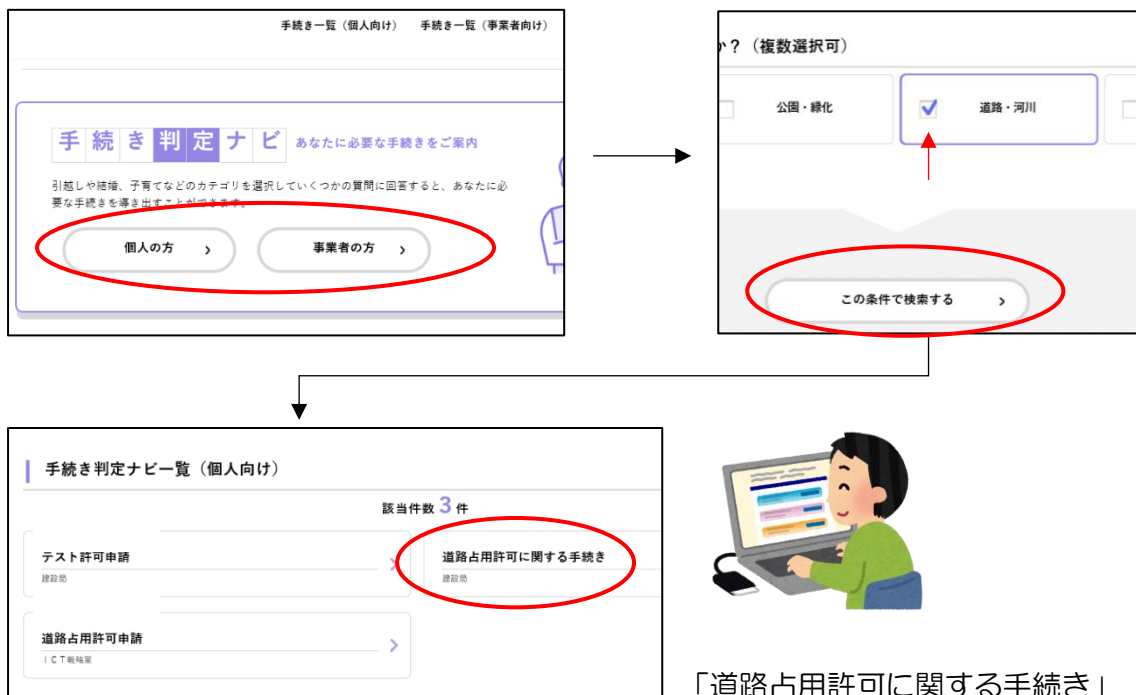
ただし、審査に必要な添付資料や警察協議書等の書類関係は、窓口又は郵送等によりご提出いただく必要があります。

●オンライン申請の基本的な流れ

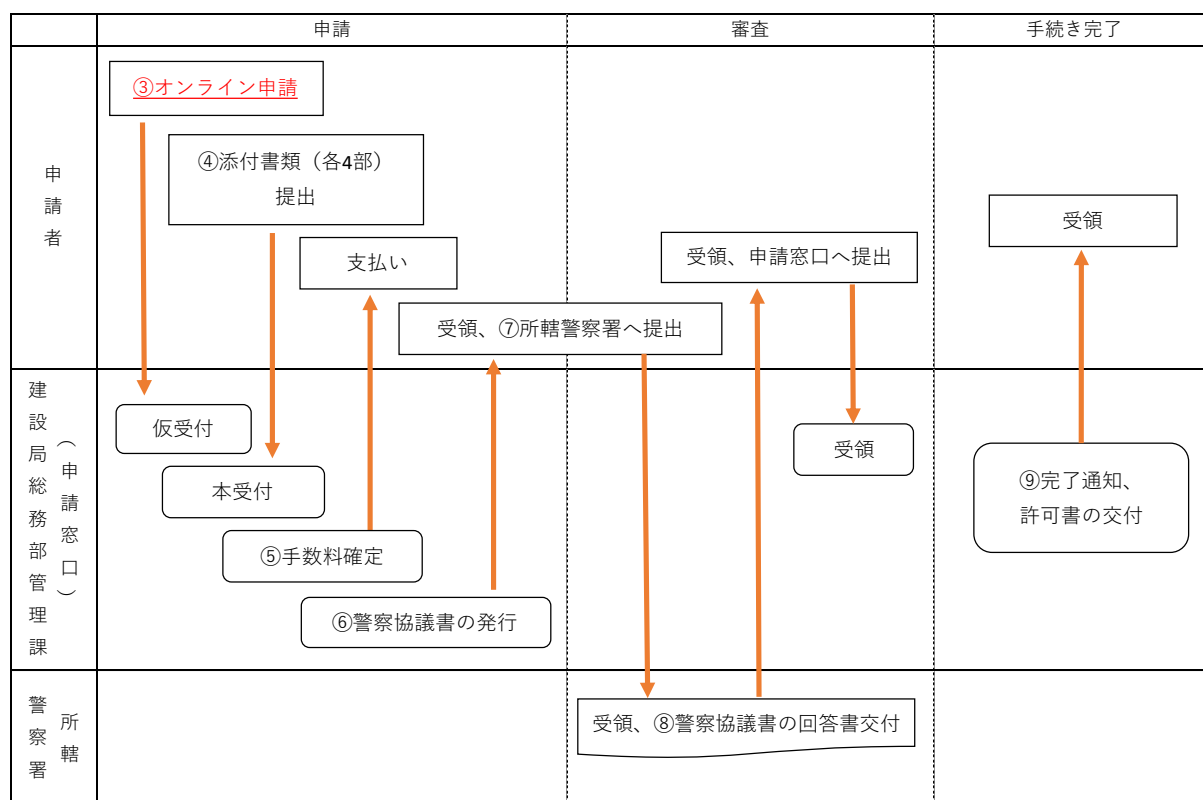
※本オンライン申請では、申請手数料その他経費はクレジットカード決済となります。

①[大阪市行政オンラインシステム](#)に利用者登録を行ってください。

②ホーム画面中段の「手続き判定ナビ」より「道路占用許可に関する手続き」を選択。



- ③入力フォームに従って、各種道路占用許可に関する申請を行ってください。（仮受付）
- ④審査に必要な添付書類各 4 部を申請窓口へ郵送又は持ち込みをしてください。（本受付）
- ⑤本受付後、手数料の確定（申請手数料 1,100 円＋郵送経費）を行いますので、クレジットカードの登録を行い、お支払いください。
- ⑥本受付後、「警察協議書」を郵送又は窓口にて申請者へ交付します。
- ⑦「警察協議書」を所轄警察署に提出し、同時に道路使用許可申請を行ってください。
- ⑧後日所轄警察署より、道路使用許可書と併せて「警察協議書の回答書」が交付されますので、「警察協議書の回答書」を申請窓口へ郵送又は持ち込みをしてください。
- ⑨申請手続きが完了しましたら本オンラインシステムにより通知を行い、郵送又は申請窓口にて許可書を交付します。



！注意事項！

- ・本オンラインシステムは申請行為のみをオンライン化したもので、添付書類やその他必要書類については郵送又は窓口への持ち込みが必要となります。
- ・審査において、申請の差し戻しや修正指示を行う場合があります。
- ・道路占用許可は申請から許可まで標準処理期間を 30 日としておりますが、窓口での申請とは異なりオンライン申請では郵送等でのやり取りが増えるため、通常よりも時間を要する場合があります。
- ・許可書交付後の工事や占用物件の維持管理については、許可書に付す各条件を遵守してください。
- ・特殊な案件については、上記の流れによらない場合があります、必要に応じて対面での説明を求め場合があります。

問い合わせ先：建設局総務部管理課（06-6615-6678）